

Brexit Newsletter - vol.137

Deloitte UK 日系企業サービスグループ
28th July 2020

Overview

先週行われた英国と EU との将来関係の交渉を受けてもなお、対立点での進展はみられなかった。両者とも合意を目指して交渉は続けるとしているが、FTA なしに至るリスクは高まっている。

Brexit、欧州の政治および経済に関する主な動きは以下の通りである。

- 先週、第 6 回目となる英国-EU 間の協議がロンドンで行われた。焦点は引き続き、現在交渉を行き詰まらせている議題に当てられた。
- EU 側の首席交渉官である Michel Barnier 氏は協議終了後に記者会見を開き、「英国が開かれた公正な競争の条件へのコミットや漁業に関するバランスのとれた協定を拒絶している現時点では、貿易協定が締結できる可能性は低い」と警告を発した。
- 英国政府は将来的な国境管理について、「2025 年までに世界で最も実効性のある国境管理とする」という目標を掲げコンサルテーションを開始した。企業や業界団体といったステークホルダーが 8 月 28 日までに意見を述べることになっている。
- アイルランドの運輸省は BBC に対し、欧州委員会が別の判断を下さない限り、移行期間の終了後は、アイルランド国境を超える北アイルランドのドライバーに対し自動車保険の証明書であるグリーンカードの携行を義務付ける可能性があることを認めている。
- 英国政府は特許権についての法的判断を統一的行なう統一特許裁判所には参加しないことを正式に表明した。英国の Amanda Solloway 科学担当大臣はこれについて、統一特許裁判所協定に関する英国の立場を明確にし、他の参加国のために、英国抜きでの同協定の秩序ある施行を促すためのものだと述べた。
- 英国政府は国境管理について新たな情報を公表し、輸入・輸出業者向けに、段階的に実施される新たな国境管理の詳細を示した。英国-EU 間の協議の結果にかかわらず、企業が講じるべき対策や、衛生植物検疫措置の対象となるものなど、特定の製品の貿易に関する情報も含まれている。
- 英国政府は 2021 年 1 月 1 日に導入が予定されているポイントベースの移民制度の詳細を規定した新たな文書を公表した。この文書により、新たな制度は段階的に実施されること、身元保証の手続きが大幅に変更されること、高度な技術を有する人材に関しては受入れの上限を設けないことが判明した。
- 金融行為規制機構 (FCA) と欧州証券市場監督機構 (ESMA) は、EU と英国が移行期間の終了時まで合意に至らなかった場合には、昨年 2 月に交わした覚書を適用することを確認した。この覚書は、規制当局間の協力と情報交換を規定するものであり、もともとは「合意なき離脱」となった場合の影響を抑制するために、移行期間に関する合意がなされる前に交わされたものである。
- 英国の製造業者は、EU の「CE」マーキング制度に代わる英国の品質保証制度案が詳細を欠いていることに懸念を表明している。Financial Times 紙宛ての声明のなかで、英国の製造業者団体である Make UK は「製造業界はこの不確実性が早急に排除されることを望んでいる。政府に対し、英国の新たなマーキング制度がどのように運用されるのか、詳細を公表するよう求める」と述べている。



Contact us:

日高 大雅 / Hiromasa Hidaka
JSG UK Brexit Leader
Tax Director
Tel: +44 (0)20 7007 6589
Email: hhidaka@deloitte.co.uk

土田 昭夫 / Akio Tsuchida
Consulting Senior Advisor
Tel: +44 (0)20 7303 5093
Email: akiotsuchida@deloitte.co.uk

大谷 幸弘 / Yukihiko Otani
Banking and Capital Markets
Partner
Tel: +44 (0)20 7007 2024
Email: yootani@deloitte.co.uk

三浦 有裕 / Yusuke Miura
Banking and Capital Markets
Senior Manager
Tel: +44 (0)20 7303 2829
Email: ymiura@deloitte.co.uk

田中 恵 / Megumu Tanaka
UK Restructuring Senior Manager
Tel: +44 (0)20 7303 8447
Email: mtanaka@deloitte.co.uk

高橋 優斗 / Yuto Takahashi
FA Assistant Director
Tel: +44 (0)20 7303 6927
Email: yutotakahashi@deloitte.co.uk

石川 航史 / Koji Ishikawa
JSG Partner
Tel: +44 (0)20 7007 2067
Email: kojishikawa@deloitte.co.uk

中辻 達雄 / Tatsuo Nakatsuji
JSG Manager
Tel: +44 (0)20 7007 9778
Email: tatsuonakatsuji@deloitte.co.uk

大橋 英生 / Hideo Ohashi
JSG Manager
Tel: +44 (0)20 7007 2221
Email: hohashi@deloitte.co.uk

<移行期間終了後の英国から EU への輸出>に関するガイド

6月18日のニュースレターにてお届けした2021年1月1日以降のEUから英国への輸入に関するDeloitteのガイドに加え、「移行期間終了後の英国からEUへの輸出」に関するガイドもご用意いたしましたので、併せてご参照ください¹。

Deloitte UKは英国企業のCFOを対象とした「The Deloitte CFO Survey Q2 2020」（以下、本サーベイ）を7月20日に公表した²。以下は、Deloitte UKのチーフエコノミストによる、本サーベイ結果の主要事項についての考察である。

- 英国の大企業のCFOは、V字回復を予想していない。
- 英国のCFOは、成長の回復には時間がかかると見ている。ほぼ半数のCFOが、自社の収益がCOVID-19の感染拡大以前の水準に戻るには1年以上かかると考えている。
- 企業にとって、COVID-19の感染拡大はそれ以外の懸念材料にも影を落としている。CFOは、COVID-19はビジネスにとって最大かつ幅広い領域におけるリスクであるとしている。米中間の貿易摩擦が新たな展開を見せるなか、地政学上の懸念がリスクランキングの第2位、Brexitは第3位となっている。
- 不確実性の高まりや非常に弱い需要を受け、CFOはコストの抑制と資金確保によるバランスシートの守りに注力している。公式データからは、企業がかつてないペースで手元資金を増やしていることが確認できる。レバレッジに関する見解にも変化が表れており、この10年、CFOは債務の水準について楽観視してきたが、近年の借入れの急増に伴い、CFOの間ではバランスシートがオーバーレバレッジとなっているという見方が優勢となっている。
- EUからの離脱に関する国民投票以降、大きく鈍化していた設備投資の伸びは引き続き厳しい状況にある。CFOのおよそ65%は、COVID-19の感染拡大と英国のEUからの離脱により、今後3年間の設備投資額は減少すると見ている。
- ロックダウンの緩和に伴い、成長は回復するだろう。しかし、英国の企業は緩やかな回復を目指していることから、企業の収益や活動は来年になっても通常の水準を下回ることになるだろう。



¹ 「移行期間終了後の英国から EU への輸出」に関するガイドは下記のリンク先より参照可能
<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/uk/Documents/tax/deloitte-uk-guide-to-exporting-from-the-uk.pdf>

² 「The Deloitte CFO Survey Q2 2020」は下記のリンク先より参照可能
<http://www2.deloitte.com/uk/en/pages/finance/articles/deloitte-cfo-survey.html>



This publication has been written in general terms and we recommend that you obtain professional advice before acting or refraining from action on any of the contents of this publication. Deloitte LLP accepts no liability for any loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of any material in this publication.

Deloitte LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales with registered number OC303675 and its registered office at 1 New Street Square, London, EC4A 3HQ, United Kingdom.

Deloitte LLP is the United Kingdom affiliate of Deloitte NSE LLP, a member firm of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"). DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL and Deloitte NSE LLP do not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more about our global network of member firms.

© 2020 Deloitte LLP. All rights reserved.